

施設予約方法及び利用上の注意について

六浦スポーツ会館

1 施設への登録

- ① 利用申込には、会員番号が必要なので、六浦スポーツ会館における登録をお願いします。
- ② テニスは個人登録、体育室、会議室は団体登録とします。
- ③ 偽名や同じ団体であるにも関わらず、名前を変えての複数登録はできません。
- ④ 予約申請、予約変更申請、抽選結果、キャンセル、予約確認（6日前）のメールが配信されますので、インターネットを利用する個人・団体は必ず本人・代表者のメールアドレスをご用意ください。インターネットを利用しない団体で、メール配信を希望する場合も携帯メールアドレスをご用意ください。

2 (1) インターネットを利用する個人・団体のシステム登録、抽選申込

■システム登録

- ・ 次の URL から直接登録が可能です。 <https://coubic.com/signup?hl=ja>
 - ・ ホームページ上の「施設予約」から、後に記載(3～5)の申込後に新規登録することも可能です。
 - ・ QRコードは右下にあります
- ① 体育室、会議室のご利用は団体登録名、メールアドレス、ご自分が指定するパスワードを設定します。
 - ② **テニスコートをご利用の個人はイニシャル**、メールアドレス、パスワードを設定します。システムのアカウント登録した場合、クービックからメールアドレスの確認手続きの要請が届きますので、画面に示されたURLをクリックすると完了します。もしメールが届かない場合は、メールアドレスの確認をして、登録しなおしてください。

予約者登録

クービックで会員登録をして予約をしよう。登録は最小限の情報だけ。以後、同じ情報を入力する必要がなく、予約が簡単になります。

Facebook で登録

許可無く Facebook へ投稿することはありません。

または

姓 **団体登録 (体育室等) 例**

なかよし

名

卓球部

メールアドレス

example@coubic.com

パスワード設定

半角英数字及び

姓 **個人登録 (テニス) 例**

M

名 **イニシャルでご記入ください**

Y

メールアドレス

example@coubic.com

氏名は基本非公開ですが、予約者の氏名は予約を行なったサービス提供者に開示されます。なお、ご登録いただくメールアドレスは gmail や Yahoo メールなどの、携帯メールアドレス以外のメールアドレスをご登録することを推奨しております。携帯メールアドレスの場合は、@coubic.com からのメールを受信許可するようご設定ください。

登録する場合、[利用規約](#)と[プライバシーポリシー](#)に同意したとみなします。

登録する

必ずイニシャルをお願いします



- ③ システム登録の際、間違えて本名を入力したりした場合、「自分の予約」ページを開き右上のアイコンをプルダウンし「アカウント」をクリックし「プロフィール」画面から登録しなおしてください。

※予約者登録画面の表記が「姓」「名」となっており、紛らわしく申し訳ありません。

2 (2) インターネットを利用しない個人・団体のシステム登録

■システム登録

- ① インターネットを利用しての申込等はできませんが、携帯メールアドレスをシステム登録した個人・団体には、抽選結果のメールが配信されます。
- ② 携帯電話のメールアドレスを登録される方は、必ず@coubic.com の受信許可（ドメインの指定受信の設定）をお願いします。
- ③ 六浦スポーツ会館の職員が代行しシステム登録しますので、登録を申し出てください

3 抽選申込（2月前の1日～10日）

■抽選申込

- ① ホームページ上の「施設予約」のボタンや専用アプリからログインし、お申込みください。
- ② 毎月1日～10日に2ヶ月先の申込をします。（例）2月1日～10日：4月利用分
- ③ テニスコート（個人登録）は1か月に1コマ、体育室（団体登録）は1か月に4コマ、会議室（団体登録）は1か月に8コマまで申込ができます。
- ④ 抽選申込期間内のみ、申込内容について、何回でも日程・時間変更ができます。

■結果公表

12日13時以降、ログイン後「自分の予約を見る」でご確認くださいようお願いします。

■インターネットを利用しない個人・団体の抽選申込

- ① 毎月1日～10日に2ヶ月先の申込ができます。（例）2月1日～10日：4月利用分
- ② テニスコート（個人登録）は1か月に1コマ、体育室（団体登録）は1か月に4コマ、会議室（団体登録）は1か月に8コマまで申込できます。
- ③ 「申込書」をご記入のうえ、当館に提出してください。職員が抽選申込手続きをします。

■結果公表

毎月12日13時以降、来館または電話でご確認ください。

携帯メールアドレスを登録した個人・団体には、抽選結果のメールが配信されます。

4 一般申込（2月前の15日から）

■一般申込（先着順）

- ①. 抽選の結果公表後に空き部屋があれば、その分の利用申込を15日11時から受け付けます。その後の窓口の申込受付時間は、9時～21時（日・祝17時）です。抽選申込の当選結果と合わせ、テニスコート（個人登録）は1か月に1コマ、体育室（団体登録）は1か月に4コマ、会議室（団体登録）は1か月に8コマまで申込ができます。
- ②. 申込確定の回数の確認を、ログイン後「自分の予約を見る」でご確認くださいようお願いします。また、申込結果は直ちに確認が可能です。
- ③. インターネットを利用しない個人・団体は「申込書」をご記入のうえ、当館に提出してください。職員が申込手続きをします。

5 スポット申込（当該月の初日から）

■スポット申込

- ①. 利用月の初日（1日、1日が第一月曜日（休館日）の時は2日）の11時から、コマ数の制限枠を超えて申込ができます。申込結果は直ちに、ログイン後「自分の予約を見る」、スマホでは「アプリ」で確認が可能です。
- ②. インターネットを利用しない個人・団体は「申込書」をご記入のうえ、当館に提出してください。職員が申込手続きをします。

■予約確認メール（アドレスを登録している場合）

利用日の6日前に予約の確認メールが配信されます。

■変更

- ①. 抽選申込期間中のみ何度でも変更が可能です。
- ②. 一般予約・スポット予約期間中は、一旦キャンセルして新たな予約が必要です。

■キャンセル

- ① 利用されないことが確定した場合は、できるだけ速やかにキャンセルしてください。
- ② 利用日の1時間前までキャンセルは行うことができます。
- ③ 利用日5日前から重ねてキャンセルをした個人・団体は翌月の抽選予約をお断りする場合があります。
- ④ 利用当日、利用開始時間に連絡もなく来館しない場合はキャンセルとみなします。直前のキャンセル、遅参される場合は必ず電話で連絡をお願いします。

■キャンセル待ち

キャンセル待ちを申し込んでであると、予約済みの枠がキャンセルになった時、空きが出たことのメールが配信されます。その際、申し込む場合は改めて予約手続きが必要です。

6 禁止事項

- ① 登録の際、偽名や架空の団体を作り、複数の申込をすることは固くお断りします。もし、このような事実が発覚した場合は、直ちに申込を停止させていただくとともに、改善が見込まれない場合には、横浜市地区センター条例に基づき、ご利用を停止させていただきます。
- ② 抽選申込および一般申込においては規定回数を遵守してください。仮に超えたぶんのお申込があった場合には管理者側でキャンセルさせていただきます。

2019年4月1日現在

※システム構成・運用のために予告なく変更することがありますことを予めご了承ください。

六浦スポーツ会館 施設予約サービス ご利用手引き（操作編）

<予約>

①トップ画面の「予約ページ」からご利用の施設・月別を選び、以下の画面から希望日・時間帯を選びます。



②希望日・時間帯をクリックすると次の画面が出てきますので、もう一度予約日程を確認してください。

「六浦スポーツ会館利用要綱」「施設予約方法及び利用上の注意」をよくご理解のうえ、遵守していただくことに同意いただければ、「利用予約に同意する」の窓にチェックを打っていただき、最下段の「予約を進める」をクリックします。

他の日程を追加したい場合は画面の「+他の日程を追加する」をクリックし、現れたカレンダーから希望日をクリックし、右上のプルダウンし、希望時間帯を決定し、「追加」をクリックします。

③「予約を進める」をクリックすると次の画面が出てきますので、六浦スポーツ会館発行の会員番号を入力し「完了」をクリックします。

連絡先を入力して予約を完了

姓 なかよし 姓 M
 名 卓球部 テニスの場合はイニシャル
 名 Y

メールアドレス
 example@cubic.com

会員番号

予約申請を完了すると、利用規約に同意したとみなします。

完了

※予約者登録を済ませログインしたままの端末では以上です。

※ログインしたことがない他の端末でホーム画面から予約日を指定しても、ガードがかかります。この場合は、六浦スポーツ会館から提示されたパスワードを入力すれば、閲覧・予約できます



ページを見るにはパスワードが必要です。

パスワード

閉じる

OK

<結果公表>

申込結果の確認は、ログイン後「自分の予約を見る」から、スマホでは「アプリ」でご確認ください。



練習 体育室B 12月(抽選予約)

1.ご利用する月の2か月前の1日~10日までが予約申込期間です。2.1月間で、体育室AとBを各1コマとし、計4コマまで申込みできます。申...

確定 予約日時: 2018年12月16日(日) 17:00 1人

(抽選漏れの場合)



練習 体育室A 12月(抽選予約)

ご利用する月の2か月前の15日10時から、先着順で空いているコマのスポット申込を受け付けます。抽選(優先)申込の当選結果と合わせ、体育室...

未確定 予約日時: 2018年12月10日(月) 11:00 1人

2018年12月10日に満席の連絡がありました。

<キャンセル>

キャンセルは1時間前まで可能ですが、できる限り早めに対応してください。

当日の1時間以内のドタキャンは必ず電話でご連絡をお願いします。

①ホーム画面右上の「自分の予約を見る」をクリックし、目的の予定の予約をクリックすると、次の

「予約内容の確認」画面が出てきます。

②「キャンセルする」を選択しクリックします。

予約内容の確認

以下の内容でご予約を頂いております。予約日程や予約人数を変更するには、「日程を変更する」もしくは「日程・人数を変更する」を押してください。キャンセルする場合は、「キャンセルする」ボタンを押してください。予約内容についてのお問い合わせは、提供者までご連絡ください。

予約に関する注意事項	
日程変更 キャンセル	日程変更を受け付けておりません 予約日時の1時間前まで

▲ 日程変更期限を過ぎたため日程変更できません。

予約者の氏名 MY
ステータス 確定
予約内容 練習 体育室A 12月(抽選予約)
提供者 mutsusupo-yoyaku
時間 2018年12月20日(木) 11:00

日程を変更する

キャンセルする

<キャンセル結果>



練習 体育室A 12月(抽選予約)

ご利用する月の2か月前の15日10時から、先着順で空いているコマのスポット申込を受け付けます。抽選(優先)申込の当選結果と合わせ、体育室...

キャンセル済 予約日時: 2018年12月22日(土) 09:00 1人

<キャンセル待ち>

希望日がふさがっていても、キャンセル待ちをしたいときは、次の画面より進んで、キャンセル待ち設定をお願いします。仮に確定者がキャンセルしたときは、空いたことを知らせるメールが届きます。先着順で受付しますので、改めて申込手続を行ってください。

予約を進める

対象サービス
練習 体育室A 12月(抽選予約)

予約日程 - 2018年12月26日(水)

(9:00 ~ 11:00) キャンセル待ち申し込み

1:00 ~ 13:00

17:00 ~ 19:00

19:00 ~ 21:00

サービス提供者の利用規約

このサービスの予約を進めるには、サービス提供者の利用規約に同意する必要があります。

横浜市六浦スポーツ会館利用要綱」及び「利用申込方法」をよく理解の上、遵守します。

利用規約に同意する

+他の日程を追加する

予約に関する注意事項

受付開始 日程変更 キャンセル	当月の1日00時0分から 日程変更を受け付けておりません 予約日時の1時間前まで
-----------------------	--

mutsu supo として予約を進めようとしています。

予約を進める

<日程変更>

① 抽選予約

申込期間中のみ「日程変更する」のモードをご利用できます。

予約内容の確認

以下の内容でご予約を頂いております。予約日程や予約人数を変更するには、「日程を変更する」もしくは「日程・人数を変更する」を押してください。キャンセルする場合は、「キャンセルする」ボタンを押してください。予約内容についてのお問い合わせは、提供者までご連絡ください。

予約に関する注意事項	
日程変更	予約日時まで
キャンセル	予約日時まで

予約者の氏名	M Y	日程を変更する	キャンセルする
ステータス	承認待ち		
予約内容	練習 体育室A 1月(一般申込)		
提供者	mutsusupo-yoyaku		
時間	2019年01月08日 (火) 09:00		

② 一般予約・スポット予約

確定した日程を変更する場合は、当該日をキャンセルして、改めて申込手続きを行ってください。
方法は前頁の<キャンセル> をご覧ください。

<申込スケジュール>

	項目	日にち	インターネット (パソコン・スマホ)	来館	備考
①	抽選申込 (エントリー)	(利用日 2月前) 1~10日	六浦スポーツ会館 HP 「施設予約」又は専用 アプリからお申込み	「抽選予約申込書」 に記載し受付へ 職員が代行入力	体育室(A面B面)は計4コマ/団体まで
					テニスは1コマ/個人まで
					日程変更可能
②	抽選	2月前 12日	—	—	管理者により予約名簿から パソコンによる無作為抽選
③	抽選結果発表	12日 13時	「自分の予約を見る」 で結果確認	スポーツ会館で 確認可能	体育室等は団体名 テニスはイニシャル表示
④	一般申込 (先着順)	2月前 15日 11時~	「自分六浦スポーツ会 館HP「施設予約」又は 専用アプリからお申込 「自分の予約を見る」 で結果確認	「申込申込書」 記入の上 11時~	体育室(A面B面)は計4コマ/団体まで
					テニスは1コマ/個人まで
					変更(キャンセル・新たな申込)可能 キャンセル待ち機能有り
⑤	スポット申込 (制限超え可)	利用月 1日 11時~	六浦スポーツ会館 HP 「施設予約」又は専用 アプリ等からお申込み 「自分の予約を見る」 で結果確認	「申込申込書」 記入の上 11時~	利用コマ数の制限なし
					変更(キャンセル・新たな申込)可能
					キャンセル待ち機能有り
⑥	変更手続き	抽選申込期間以外 一旦キャンセルして新たな予約が必要 利用日の6日前まで何回も可能			
⑦	キャンセル	利用当日1時間前まで可能 それ以降は当館へ電話(045-788-5428)			
⑧	キャンセル ポリシー	利用日5日前から重ねてキャンセルをした個人・団体は翌月の抽選予約ができないことがある			

一般申込・スポット申込は先着順となり、来館されての申込は必ずしも予約が保証されるものではありません。予めご了承をお願いします。

※システム構成・運用のために予告なく変更することがありますことを予めご了承ください。

横浜市六浦スポーツ会館利用要綱

制 定 平成 23 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 横浜市六浦スポーツ会館(以下「会館」という)は、地域住民の自主的な活動と相互交流を通じて地域コミュニティの形成を促す場とし、利用方法その他必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(利用)

第 2 条 会館は、地域住民のだれもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次の活動のために利用することができる。

- (1) スポーツを主体とするレクリエーション、クラブ活動など、健康増進と相互交流のための活動
- (2) 地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (3) その他、地域住民の福祉向上に資する活動

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、原則として午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、金沢区と協議の上、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 会館の休館日は、次の通りとする。

- (1) 年末・年始 : 12 月 28 日から 1 月 4 日まで
- (2) 施設点検日 : 毎月第 1 月曜日(祝日が第 1 月曜日にあたる時は、その翌日)

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、金沢区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(利用区分・時間帯)

第 5 条 体育室、テニスコート及び会議室の利用区分は次のとおりとする。

- (1) 体育室は A, B と仕切りネットで 2 等分して使用し、自由利用及び貸切利用の時間帯の区分は次のとおりとする。

自由利用 (個人利用)	毎日(開館日)の 13:00 ~ 17:00 毎月第 2 土曜日の 9:00 ~ 17:00
貸切利用	自由利用以外の時間帯

- (2) テニスコートはすべて時間帯が貸切利用とし、次の区分で利用することができる。

6 月から 8 月まで	9:00 ~ 19:00
9 月から 5 月まで	9:00 ~ 17:00

- (3) 会議室は全ての時間帯を貸切利用とする。

2 会館の貸切利用の時間帯時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。

〔平日〕

利用時間帯	時間
午前①	9:00～11:00
午前②	11:00～13:00
午後①	13:00～15:00
午後②	15:00～17:00
夜間①	17:00～19:00
夜間②	19:00～21:00

〔日曜・祝日〕

利用時間帯	時間
午前①	9:00～11:00
午前②	11:00～13:00
午後①	13:00～15:00
午後②	15:00～17:00

3 指定管理者は利用区分等について、金沢区役所と協議の上、利用実態に応じて変更することができる。

（会員登録）

第6条 会館を貸切利用をしようとする者は、あらかじめ会員登録を行うものとする。

- (1) テニスコートを利用しようとするものは個人登録をするものとする。
- (2) 体育室及び会議室を利用しようとするものは団体登録をするものとする。

（貸切利用の抽選予約申込（優先申込）及び決定）

第7条 毎月1日から10日までの間に、2か月先の申込を行うことができる。

- 2 インターネットを利用して貸切利用の申込みをする者は、前項に定める期間において会館のホームページまたは申込専用アプリからログインし、手続きをすることができる。
- 3 来館により貸切利用の申込みをする者は、第1項に定める期間において9時から21時（日・祝は17時）の間に会館へ来館し、申し込むことができる。
- 4 体育室については1利用時間帯を1コマとし、1か月間で4コマまで申し込むことができる。
- 5 テニスコートについては1利用時間帯を1コマとし、1か月間で1コマ申し込むことができる。
- 6 会議室は1コマとし、1か月間で8コマ申し込むことができる。
- 7 12日に抽選し、その結果は、12時以降にメール配信及びホームページによる公表の他、電話の照会により確認することができる。

（貸切利用の抽選予約申込み結果公表後の予約申込（一般申込）及び決定）

第8条 前条の抽選の結果に空きがあれば、利用日の2か月前の15日11時から、インターネットを利用して、または来館して貸切利用の申込みをすることができる。

- 2 申込できる枠は、前条の抽選結果と合わせ、体育室は1か月間で4コマまで、テニスコートは1か月で1コマまで及び会議室は1か月で8コマまで申し込むことができる。
- 3 インターネットによる申込みに対しては、決定内容がメール配信される。

（利用月の1日からの予約申込（スポット申込））

第9条 前条第2項の規定にかかわらず、利用月の1日11時から利用回数の制限の枠を超えて申込を行うことができる。

- 2 来館による利用月の1日以外の申込受付時間は、第7条第3項と同様とする。

（利用条件）

第10条 会館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を遵守すること
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること
- (4) センターの設備又は使用した物品を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること

(利用の制限等)

第11条 会館は、次のいずれかに該当する場合には、利用することができない。

- (1) 営利のみを目的として利用するとき
- (2) その他、利用の目的が会館の設置の目的に反するとき

2 指定管理者は、利用の許可に会館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき
- (2) 会館の設置目的に反するとき
- (3) 会館の管理上支障があるとき
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき

(利用許可申請)

第12条 第8条から第10条までの手続きを経て予約申込みが決定した者は、横浜市六浦スポーツ会館利用許可申請書の提出に基づき、横浜市六浦スポーツ会館利用許可書の交付を受けなければならない。

(利用許可の取消等)

第13条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第11条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 横浜市地区センター条例（以下「条例」という。）若しくは条例に基づく規則の規定またはこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき
- (3) 条例に基づく許可の条件に違反したとき

(優先申込み)

第14条 次の表に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申込みができる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 横浜市が主催し、又は共催する行事のために利用する場合・ 横浜市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合・ 横浜市、その他の行政機関から委嘱を受け活動する者がその目的を達するために利用する場合・ 金沢区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合・ 高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等の公共的または公益的な目的に沿った活動を実施するために利用する場合で、横浜市民協働条例第5条に規定する市民公益活動に該当する場合。・ 指定管理者が行う自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合・ その他、指定管理者が公益上特に必要と認めた場合 |
|---|

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日 から施行する。